



平成 25 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代 表 者 名 代表取締役社長 富士本 淳
(JASDAQ・コード 6425)
問 合 せ 先 取締役 麻野 憲志
電 話 03-5530-3055 (代表)

第二次第三者委員会の委員の選任及び調査内容について

当社は、平成 25 年 6 月 27 日付「第二次第三者委員会の設置について」にて開示いたしましたとおり、同日、「会社機関決定を経由せず、会社内規に違反し、一部担当者らによって『当社フィリピン事業に関する支払い』と称して会社に損害を与える形で行われた合計4000万ドルの違法な金銭流出事件」（以下、「計4000万ドル流出事件」と総称しますが、これについては、平成25年6月21日付「第三者委員会からの調査報告書受領に関するお知らせ」にて報告されているように、2500万ドル、1000万ドル及び500万ドルの区別を前提に、当該報告書受領後も、各事実関係の調査が継続されています。）について、関係人らの責任の所在等について引き続き調査を行うべく、第二次第三者委員会の設置を決定しております。

即ち、同事件当時、当社には、既に監査法人より適正意見を受けた内部統制制度、当社のガバナンスについて適切な各種社内規程等が存在したものの、同委員会による調査報告書によれば、これらを軽視ないし無視した一部担当者らの行為によって、上記の違法な各支出が行われたことが判明した為、当社として、当該違法行為に係る一部担当者に対する詐欺、背任又は横領等の刑事責任を追及する準備作業を進める為、引き続き独立した外部専門家に調査を依頼することが相当と判断し、これを第二次第三者委員会に委託することとしたものです。

その際、当該第二次第三者委員会の委員構成に関しては、これまでの調査の連続性や関連する事実関係に精通していること等を踏まえ、第一次第三者委員会の委員の方々を引き続き委嘱するとともに、委員のご判断にて、委員の追加選任等についてもご検討いただいております。

これを受けて、第一次第三者委員会の委員において、本日まで、準備会合を行なうことができ、現在の調査状況を前提として今後どのような追加調査が必要となるものと見込まれるか等の検討をいただくとともに、委員構成については、「第二次第三者委員会においては、計4000万ドル流出事件について刑事責任の有無も視野に入れた原因解明も行うべき必要が生じうる」ということから、檢察実務に通暁した委員の追加選任についても検討していただいております。

1. そして、今般、当社は、第二次第三者委員会から、同委員会の準備会合における検討に基づき、委員構成として、第一次第三者委員会委員（委員長：金重凱之氏、委員：内田輝紀氏、委員：浜田卓二郎氏（経歴につきましては、平成25年1月10日付「第三者委員会の委員選任に関するお知

らせ」をご参照ください。))に加え、入谷淳氏(当社と利害関係はございません。経歴等につきましては、別紙をご参照ください。)を新たに、第二次第三者委員会委員として追加選任いただくべき、との通知を受けました。当社としては、これを受けて、本日、入谷氏を新たに委員として委嘱し、既存の三名の委員を含めた合計四名の委員を最終的な委員構成として、正式な調査開始を依頼いたしました。

2 また、第二次第三者委員会の目的に関しては、

(1) 「計4000万ドル流出事件」に関し、2500万ドル、1000万ドル及び500万ドルの区別を前提としつつ、これらに関する関係人の責任追及を主題とする事実関係の調査解析、

(2) 同事件に関わった者の法的責任の有無及びその内容に関する明定、及び

(3) 同事件が発生した原因の究明と再発防止に関する提言を行うこと、

という形で具体化されました。

調査対象は、4000万ドル流出事件に関する事実関係およびこれに関連して当委員会が調査の必要性を認めた事項とされ、調査の方法については、関係資料の精査や関係人からのヒアリングの他、必要に応じて外部調査機関に調査活動を委嘱することも視野に入れるなど、より充実した調査を実施する、とされています。

なお、第二次第三者委員会の調査報告書の提出時期については、すでに当社を退職した関係者や海外に在住する者に対する聴取や、国内外における各種裏付け調査の実施が見込まれること等から、現段階において調査期限を設定することは困難であるとされ、特段明示されておりません。

3 当社といたしましては、当社(関係会社を含む。)役職員および関係者に対するヒアリング、調査の対象に関する資料の提供その他第三者委員会が必要とする一切の調査に対して全面的に協力するとともに、調査によって判明した重要な事実等につきましては、法令にしたがって、迅速かつ適正に開示して参る所存です。

以上

(別紙)

新たに追加選任された第三者委員会委員 (敬称略)

入谷 淳 (いりたに あつし)	弁護士 公認会計士	弁護士法人 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 平成 4 年 井上斎藤英和監査法人 (現あずさ監査法人) 平成 10 年 検察官任官 平成 13 年 東京地方検察庁特別捜査部検事 平成 14 年 国連ウィーン事務局犯罪防止センター 平成 16 年 法務省刑事局 平成 17 年 東京地方検察庁特別捜査部検事 平成 19 年 渥美総合法律事務所 (現・弁護士法人渥美坂 井法律事務所・外国法共同事業) 入所 (同年弁護士登録) 平成 21 年 東京国税局調査第一部国際調査課出向 平成 24 年 弁護士法人渥美坂井法律事務所・外国法共同 事業復所
-----------------------	--------------	---